

一般社団法人オフフレーバー研究会 会則

第4版
2018年3月8日発行

第一章 総則

- 第一条 (名称)
本会は一般社団法人オフフレーバー研究会(以下「本会」という。)と称す。
- 第二条 (事務所)
本会の事務所は、東京都板橋区加賀 1-18-1 東京家政大学 家政学部栄養学科内に置く。
- 第三条 (目的)
本会はオフフレーバー問題を学術・科学的見地から解明、解決する事を目的とする。
- 第四条 (事業)
本会は、会則第三条記載の目的について、毎年度ごとに事業計画ならびに予算を作成し、幹事会の承認を得てこれを実行する。
- 第五条 (事業年度)
本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第二章 役員

- 第六条 (役員の設定)
本会には、次の役員を置く。
① 代表理事(会長)
② 幹事3名以上20名以内
③ 監査2名以内
- 第七条 (役員を選任)
本会の役員は次の方法により、選出・任命する。
① 代表理事は、幹事で構成する幹事会にて、出席した幹事の過半数の賛成により選出し、任命する。
② 幹事は、幹事会の過半数の賛成により選出する。
③ 監査は、幹事会の過半数の賛成により選出する。
④ 各役員任期は2年間(事業年度)とし、任期最終年度の最後の幹事会において、次期役員を選任する。ただし、再選を妨げない。
- 第八条 (アドバイザーの選任)
本会および幹事会の適切な運営に助言を得るため、幹事会の過半数の賛成によりアドバイザーを置くことができる。任期は2年間とし、再任命には再議決を必要とする。
- 第九条 (役員業務)
役員業務は次の通りとする。
① 代表理事

- ・本会を代表し、本会の業務の統括
- ・運営委員の任命
- ② 幹事
 - ・事業計画ならびに予算の作成
 - ・代表理事の選出
- ③ 監査
 - ・代表理事、監査の業務執行状況の監査
 - ・財産の状況の監査
 - ・前号の報告のために必要があれば、幹事会の招集

第三章 会議

第十条 (会議の種類)

会議は、会則に定める幹事会、本会則に定める運営委員会および各種分科会とする。

第十一条 (幹事会)

幹事会は、代表理事、幹事を持って構成し、次の事項を議決する。

- ① 代表理事の任命
- ② 幹事の任命
- ③ 監査の任命
- ④ アドバイザーの任命
- ⑤ 本会の運営・管理に関すること。
 - ア 年度事業計画、予算の作成
 - イ 代表理事の選出
 - ウ その他、本会の目的を達成するために必要な事業に関すること
- ⑥ 幹事会は、毎年1回以上開催し代表理事、幹事の2分の1の出席で成立する。

なお、代表理事は本会および幹事会に対して助言を得るために、アドバイザーに対して、幹事会への出席を認め、意見を求めることができる。

第十二条 (運営委員会)

運営委員会は、代表理事が任命した運営委員で構成される。運営委員会の会務を遂行するために、情報、編集、事務、広報などを担当する部会を置く。

第四章 旅費および経費

第十三条 (講師への講演料および旅費)

本会が主催または他学会等と共催の勉強会、講演会等に招聘する講師への旅費および講演料は次の通りとする。

- ① 旅費 実費
- ② 講演料 5万円 (源泉徴収額含まず)
- ③ 宿泊費 原則1万円

第十四条（会議参加への旅費）

本会の会議に代表理事、幹事、アドバイザー、監査、事務局、運営委員が出席するために必要な経費を支払う。

- ① 旅費 実費
- ② 宿泊費 原則1万円
- ③ 日当 なし

ア 本会以外から旅費等を受領して出張する場合、その出張が業務上必要と認められたときは、その受領額とこの規定に定める旅費との差額を支給する。

イ その他特別の理由により、定額の旅費・宿泊費を持って支弁しがたいときは、代表理事の承認により別途金額を決定する。

第十五条（会則の変更）

この会則は幹事会の半数以上の同意を以って、変更が行える。

附則 本会則は、2014年3月27日から施行する。

版	改定日	作成者	承認者
初版	2014年3月27日	幹事 中島晋也	代表理事 佐藤吉郎
第2版	2016年1月12日	幹事 原田勝寿、中島晋也	代表理事 佐藤吉郎
第3版	2016年11月23日	幹事 原田勝寿、中島晋也	代表理事 佐藤吉郎
第4版	2018年3月8日	幹事 原田勝寿、中島晋也	代表理事 佐藤吉郎